

令和4年度アクティブ・シニア生涯活躍加速化事業 介護助手導入モデル施設募集要項

徳島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）では、徳島県から委託を受け、介護人材の確保とシニアの生きがいを推進するため、元気なシニア（以下「アクティブ・シニア」という。）に、「介護助手」として、介護周辺業務を担っていただく「アクティブ・シニア生涯活躍加速化事業」（以下「モデル事業」という。）を実施します。

つきましては、本事業でモデル的に介護助手を受け入れていただける施設（以下「モデル施設」という。）を次のとおり募集します。

1 事業目的

(1) 介護人材の確保

- ・アクティブ・シニアが「介護助手」として、介護の担い手になる
- ・世代間シェアにより、介護現場の負担軽減、ひいては離職防止を図ることができる
- ・業務分化が進むことにより、介護職の高度化・専門化ができる

(2) シニアの生きがいをづくり

- ・住み慣れた地域で、自分に合った就労をすることにより、「生きがいをづくり」や「健康づくり」につながる
- ・働きながら介護を学べ、「介護予防」にもつながる

2 モデル施設の対象

徳島県内にある次の施設または事業所

- (1) 特別養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホームを含む）
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

新 (4) 養護老人ホーム

新 (5) 軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）

新 (6) (1) から (5) のいずれかを運営している法人が行う下記の事業所

- ・通所介護（デイサービス）（認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護を含む）
- ・通所リハビリテーション（デイケア）
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

3 モデル施設的主要業務内容及び予定時期

- (1) 介護助手の受入準備（6月下旬～7月頃）
介護助手が担う業務の整理や内部研修等
- (2) シニア向け事前説明会（以下「事前説明会」という。）の開催（7月下旬～8月頃）
※県社協が、シニア向けに新聞等で広報を行います。各施設では、地域に密着した求人活動を行っていただきます。
- (3) 就労マッチング（採用面接）及び雇用契約の締結（7月下旬～11月末日）
採用面接の実施、雇用契約の締結等
- (4) 従事前研修の実施（雇用開始時に実施）
(3) で雇用した介護助手に対し、介護等に関する基礎的な研修（感染予防や個人情報の保護、高齢者や家族の心理、コミュニケーション技術や介護現場の理解（施設見学・体験）等を実施（4時間程度）
- (5) OJT研修の実施（9月頃～3か月）
OJT研修の際には、研修責任者（1名）、研修担当者（1名以上）、メンター（1名）を設定していただきます。（それぞれ別の人が望ましいですが、体制的に設定が困難な場合、兼任可とします。）

(6) 運営連絡会への参加（年3回開催予定）

モデル施設同士が介護助手受入に関する情報共有や緊密な連携を図るため、県社協が運営連絡会を開催します。モデル施設は必ず運営連絡会に参加いただき、介護助手受入前の業務の切り分け作業や、受入後の課題共有等を行っていただきます。

(7) 業務マニュアルや日々の業務記録等の作成

(8) 業務実績報告書の作成

※「介護助手の雇用開始時期の柔軟化」及び「広報の強化」を行います。

標準的には、上記予定時期に係る従事前研修及びOJT研修（以下「OJT研修等」という。）について、5の助成を行います。施設やシニアの希望に柔軟に対応するため、9月頃から本年12月1日までに採用した介護助手についても、同様のOJT研修等を行った場合、予算の範囲内で、5の助成を行います。

また、雇用開始時期の柔軟化に合わせて、広報を強化します。

4 介護助手（アクティブ・シニア）について

- ・「介護助手」は、おおむね60歳以上のシニア(資格や経験は問いません)
- ・1施設当たりの雇用人数は、原則として2人から4人まで
- ・今回新たに有期雇用する者
(モデル施設が属する法人が運営する介護サービス事業所又は施設において、モデル事業実施のために有期雇用の解除や配置転換等をされた者は、5の費用助成の対象となりません。)
- ・モデル事業での雇用期間は3か月とし、事業終了後も可能な限り継続雇用に努めてください
- ・モデル事業での労働時間は、1日4時間、1か月16日程度の配置を想定
- ・モデル事業での時給は、850円(※最低賃金改定により変動する可能性があります)
(モデル事業終了後、継続雇用する場合は、各施設の賃金体系に基づき支給してください。)
- ・介護助手が従事する業務は、専ら介護周辺業務とし、食事介助や入浴介助などの専門的な知識を必要とする業務には、原則として従事させないでください
- ・各施設が直接雇用契約し、労働関係各法に基づき、適正な雇用管理を行ってください
- ・モデル事業の実施期間中において、介護助手を法令上必要な人員配置基準に算入できません

5 モデル施設に対する費用助成について

モデル事業を実施するに当たり、必要となる費用等は、別に定める「介護助手導入モデル施設に対する助成金交付要領」に基づき助成しますが、おおむね次のとおりです。

助成区分	助成額	備考
①受入準備に応じた報償 (求人活動・広報経費)	上限30,000円	
②介護助手受入実績に応じた報償 (OJT研修等経費)	1人当たり 上限80,000円	研修時間×時給×1/2を助成
③介護助手受入実績に応じた報償 (業務マニュアルや日々の業務記録等作成経費)	上限50,000円	

6 モデル施設の選定方法

徳島県老人福祉施設協議会、徳島県老人保健施設協議会からの推薦やモデル施設の所在地、高齢者保健福祉圏域、過去の選定状況等を考慮し、選定委員会を経て決定します。

7 募集期限・申込方法

本年6月8日（水）までに、別紙「参加申込書」をファクシミリにて、下記申込先まで御提出ください。

【申込先・問合せ先】

社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会 福祉人材センター 福祉施設(種別協) 担当 松島・郡・吉田(裕)
〒770-0943 徳島市中昭和町1丁目2番地 徳島県立総合福祉センター3階
電話 088-625-2040 ファクシミリ088-656-1173